

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用された方へ、**利子の全額を3年間補給**します。

対象者	■宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の融資を受けた者（一般保証を除く） ■市内で事業を営む中小企業者で、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者
補給対象期間	■初回償還月（据置期間を含む）から3年間
利子補給補助率	■100%（3年間分を全額）

<手続きの流れ>

新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付(各金融機関等)

融資実行



◎ 利子補給承認申請

【申請先】宮崎市 商業労政課 商業振興係

市から承認通知が届く

市から申請に必要な書類が届く(毎年12月頃)

[1月～2月] ① 利子補給金交付申請兼実績報告

市から交付決定書兼確定通知書が届く

② 補助金の請求

市から補助金の支払

12月までの分を、翌年1月～2月に申請してください。



©宮崎市

【お問い合わせ先】宮崎市 観光商工部 商工戦略局 商業労政課 商業振興係

TEL 0985-21-1792 Fax 0985-28-6572